

新型コロナウイルス感染症に関する議会对応の見直しについて

《令和2年7月14日議会運営委員会決定》

【本日から当面の間】

- 登庁前に検温を実施する
 - ※登庁前に検温を実施し、37.0℃以上の場合は登庁しないこと
- 手洗いやうがいを励行する
- 登庁時や会議室への入室前に、アルコール消毒を実施する
 - ※アルコール消毒は出退表示板前に設置
- 議場・会議室の扉は、可能な限り開放のまま会議を実施する
- 休憩時などに窓を開け換気を行う
- 会議時はマスクを着用し、発言の際もマスクを着用したまま発言する
- 議会運営委員会、各常任委員会、全員協議会を「全員協議会室」で開催する
 - **議会運営委員会は301会議室、各常任委員会は委員会室、全員協議会は全員協議会室で開催する**
 - ※両常任委員会を同時に開催する場合は、それぞれ別室で行う
- 休憩や食事などの控室として、総務教育常任委員会は「委員会室」を、産業福祉常任委員会は「議員控室」をそれぞれ使用する
 - **休憩や食事などの控室として、「議員控室」を使用する**
- 本会議や委員会など一般の方の傍聴は、中止する
 - ※報道機関などは除く
 - **委員会での傍聴は、イスとイスの間隔を空け傍聴する**
議場での傍聴は、前列後列とも座席と座席の間を一席空けて使用し傍聴する
- 議会事務局長は「議長室」で、庶務議事係長及び係員は「事務室」で執務する
 - **5月末日で廃止**
- 会議の短縮、日程変更または中止は、原則行わないようにする

【町内で新型コロナウイルス感染者が発生した場合】

- 議場・会議室の扉は、開放のまま会議を実施する
- 会議中は、窓を開け常時換気を実施する
- 会議の短縮、日程変更または中止を検討する

【議員または議会事務局職員に新型コロナウイルス感染者が発生した場合】

○会議の短縮、日程変更または中止等の対策を講じる

【議員の家族や議会事務局職員の家族に新型コロナウイルス感染者が発生した場合】

○家族に感染者または感染の疑いのある者のいる議員、議会事務局職員は、
登庁しない

○会議の短縮、日程変更または中止等の対策を講じる